令和6年度 第1回福祉のまちづくり検討小委員会 議事要旨

日時:令和6年8月23日(金)15:00~17:30 場所:兵庫県立のじぎく会館1階101・102号室

出席者(敬称略)

岡 絵理子 関西大学環境都市工学部教授

山下 淳 元関西学院大学法学部教授

今津 由雄 一般社団法人神戸経済同友会まちづくり委員会委員長

糟谷 佐紀 神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授

東鬼 正明 兵庫県身体障害者福祉協会事務局長

事務局 近都 まちづくり部次長

石井 都市政策課副課長

鈴木 同 都市政策班長

1 議事

福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正の基本的な考え方について

2 主な意見交換

【委員】

ホテルの車椅子使用者利用客室について、バリアフリー法の基準が福祉のまちづくり条例の基準よりも厳しいという話だったが、法の基準を遵守しなくてもかまわないということか。遵守しなければならないのではないか。

【事務局】

資料3の5ページに記載しているが、法と条例では、基準適用義務が生じる行為が異なる。法の基準は当然、遵守義務があり、新築、増築、改築、用途変更を行う場合には総客室の1%以上の車椅子使用者利用客室の整備が求められる。ただし、法の基準の遵守義務の対象とはならない行為である移転、大規模な修繕、大規模な模様替え、小規模の増築等の場合には、条例の基準に基づき1室以上の整備が必要となる。

【委員】

了解した。法の遵守義務対象行為であれば総客室の1%以上で、法の遵守義務対象外の行為の場合は独自に1室の車椅子使用者利用客室の整備を規定する基準ということか。

資料4の16ページにはそのことについて記載がないので、説明不足に感じる。

全体として、県の方針を確認したいのだが、兵庫県は条例を最初に作った県として常にトップを走りたいと思っているのか。

法の基準も厳しくなってきて、先ほどのホテルの客室の基準のように条例よりも 法の基準の方が厳しくなることも生じている。それは悪いことではなく、社会的に 要求レベルが上がってくるのはいいことだと思う。

今までは追い抜いて追いかけてという感じだったと思うが、いつか法の基準が条例の基準を超えたときに、法に倣うというときがあってもいいのではないかと常々感じていた。

それでも、やはり法の基準を最低基準と捉え、条例の基準では常にさらに上を目指すのか。

そのあたりの姿勢というか、目指すところを聞いてから議論した方がいいのではないかと思う。

【事務局】

条例が先行し、法があとから網をかけていった。国が基準を設けるとなると最低限のレベルであり、また法の基準の遵守義務となる規模は 2,000 ㎡以上に限られる。

条例では法施行前から、福祉のまちづくりの目的を果たすための基準を持ち、届出制度により運用してきた。委任条例化する際には、条例を 20 年運用してきて、ある程度社会に浸透してきているという中で、条例の基準と同等になるよう、法の基準に委任規定で上乗せし、今に至る。この流れはそのまま継続し、一定水準は維持していくべきと考えている。

さらにその上という話については、今回、法の基準が見直され、基準によっては 法の基準レベルでいいのでは、という考え方もあるかもしれない。

どんどん厳しくすればいいという風な考え方でもなく、法の基準が厳しくなる中で、施設整備者側に過度な負担となることは避けたいと考えている。例えば、既存のベビーチェアの設置基準は法の基準にないから廃止する、といったことはしないとしても、経済の影響も考慮したご検討をお願いしたいと考えている。

【委員】

今の委員の意見は大事だと思う。具体的な論点は設定してもらっているが、まずは基本的な立ち位置というのは踏まえておく必要がある。

その上で気になったことだが、典型例は劇場等の車椅子使用者利用区画の基準。 国がこの度の法施行令改正で新たに技術基準を作ったが、現行の条例の基準とずれ があり、区画の寸法が微妙に違うとか、国の技術基準にない「出入口の近くに設置 する」、「集団補聴設備を設ける」という基準が条例にはあるといった話。

先ほど質問した車椅子使用者利用客室の件もそうだが、法の基準に上乗せしている今の基準を緩和するかどうかというのは、要するに今やっていることを緩和することになるわけで、それはどうなのかと思う。

今回改正された法の基準より厳しくするのかという議論と、すでに条例でやっていることを緩めるのかという議論は性格が違う。車椅子使用者利用区画の基準で数cmの違いと言うが、私としてはわざわざ緩める必要はないと思う。

現行やっていることを法にあわせて緩めるという考え方はとるべきではないの

ではないか。それを原則に考えたらどうか。そういうことが気になった。 その上で、法より厳しく考えていくか、というのは別に考える必要がある。いく つかタイプがあるなと思う。

【委員】

すでに条例で規定されている基準が、あとから法で定められ、それが条例より寸法が小さいとなったときには、現行の兵庫県の条例の基準をそのまま横滑りさせるのが妥当といえば妥当。

特に福祉関係の方に聞きたいが、入口の幅の基準などの説明もあったが、別のところでは当事者から「決まっている幅では狭い」という声も聞く。エレベーターの出入口の幅は今の基準でも狭く、荷物があったら車椅子が入らないそうである。

今ある基準について、法で決まった基準にしろ、もう少し考えなければいけないものがあるならば、これを機会に条例で上乗せし、兵庫県の場合はゆったりと部屋に入れるという話があってもいいのではないか。そういう情報はぜひとも入れていただきたい。

厳しくするばかりではないと思っている。建設する場合に色々と困ったことも出てくるという場合であれば、それは相当大変だ、というふうなご意見をもらえればと思う。

【委員】

今の話を聞いて、今の基準をあえて緩める必要はないのではないかという意見は、 私もそう思う。寸法的なものについてはその考え方でいいと思う。

この頃、映画館ではコンピューターや AI 等、色々使ってソフト対応が可能となっている。そういうものについては活用できるように、一から基準を変えていく必要もあり、変えるべきところは変えていった方がいいと思う。

【委員】

ソフトで対応できるものについてはハードで対応せずに置き換えるというものの、それが何かというところがある。

【委員】

私どもは身体障害者の団体としての立場だが、基本的には今、バリアフリーの関係だけでなく色々な制度で十分に恩恵を受けられていないという課題がある。

今ある恩恵をできるだけ維持し、拡大したいという立場ではあるが、そうは言っても、サービスを提供する側や施設を作る側のことも色々と斟酌しなければいけないと考えている。色々な基準について、ここはこれでいいという部分と、ここはどうしても守ってほしい上乗せしてほしい、ということを分けて議論できればと思う。

例えば先ほどの劇場等の車椅子使用者利用区画の話については、数cmの違いであれば今の県の基準でよいとの意見があり、ありがたかったが、私としては5cmの違いが国の基準と違って、県が独自に設けているがために、維持するために苦労が多いとか、コストがかかるというのであれば、本当にその5cmが必要なのか車椅子使用者に意見も聴きながら譲れるところは譲って、良いものを作っていったらいいのではないかと思う。

劇場等の車椅子使用者利用区画を出入口の近くに置くという県の基準、これは非常にありがたいと思うが、資料に掲載された某映画館の図では、一番前の真ん中という、決して見やすいかどうか分からない、そういうところに設置されている。

車椅子使用者の事情を自身の経験として知っているわけではないが、車椅子使用者に聞いた上で小委員会の場で伝えたいと思う。

【委員】

委員の方の姿勢はよくわかった。

1つ確認したい。条例で共同住宅、工場、事務所を特別特定建築物に追加しているという説明があったが、これは大きい話だと思う。先ほどのまちづくり審議会でも委員から、工場を対象にしてしまうのは大丈夫なのか、という話が出た。

工場等に対しても、今回の条例見直しの検討を行う基準のうち、トイレと駐車場の基準は適用される。それは今後も変わらず、変えるつもりはないということでよいか。

【事務局】

はい。

【事務局】

先ほどご意見いただいた、劇場等の車椅子使用者利用区画の寸法 1,350 mm、1,400 mmの話を補足させていただく。

我々は通常の寸法として 1,400 mmの基準を規定し運用してきたが、例えば新たな知見が出て、国がこのたび 1,350 mmがスタンダードだと示してくれた、というのであれば、その採用も検討をしてはどうかと考えている。委員意見のとおり、この 50 mmで事業者が計画上困ることがあり、1,350 mmでも問題ないということならば、法の基準に合わせるのもありうるのではないかという議論を内部でしていた。

【委員】

私としては、基本的な考え方として現行の基準を緩める必要はないが、法の基準が合理的だとか、法の基準に緩和しても利用者に不便がないということであれば、法の基準に合わせることに反対ではない。

ただ、法の基準がこうだから安易にそれに合わせようとする必要はないと思う。

【事務局】

法では延べ面積 2,000 ㎡以上が対象であるのを条例で 1,000 ㎡以上に引き下げて 運用してきたものを 2,000 ㎡にする、というような話にはならないと考えていて、 現行の 1,000 ㎡以上では維持していく必要があると考えている。

【委員】

劇場等の車椅子使用者利用区画は車椅子利用者にとって基本的には広い方が良いのか。

【委員】

普通に移動するときは 1,350 mmで十分という車椅子使用者の方が多いと思うが、映画等を見るのであれば、リクライニングをしたいと思う。

特に一番前の座席であれば、リクライニングできる車椅子ならリクライニングしたいと思う。そうなると、それぐらいは長くなるかなと思う。

位置や状況によると思うので、一概には言いにくいと思うが、寸法の根拠については調べたら出てくると思う。

【事務局】

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」という国のガイドラインのようなものには1,400 mmの記載がある一方で、今回基準を1,350 mmにした理由を国に確認した。ガイドラインはあくまでガイドラインなので、現行の法の基準の寸法から準用できるものがないかと考え、エレベーターの奥行き寸法が1,350 mm以上となっていることから、それを採用したと聞いている。

【委員】

エレベーターは車椅子にかばん等を掛けていることがよくあり、そういった場合は全然入れないとよく耳にする。

【事務局】

国のガイドラインには 1,400 mmという寸法がリクライニングを想定したものとして記載されている。1,350 mmがエレベーターの寸法から準用したということであったので、そうなると 1,400 mmでよいのではないかと考えるが、小委員会での意見を踏まえて検討したい。

車椅子使用者利用便房の設置基準について(資料4、2~5ページ) 【委員】

車椅子使用者利用便房の設置基準については法施行令の改正により、これまで延べ面積 2,000 ㎡以上の施設を対象に建物につき 1 以上としていたのが、原則各階に 1 つで、規模の小さい階については緩和があり、規模の大きい階についてはそれに 合わせて増やしていこうというふうに変わった。

条例では対象規模を 2,000 ㎡から 1,000 ㎡に引き下げて 1 以上としているので、これを法の基準の見直しに伴いどのように変更するかという議論になる。

まず、条例でこの基準の対象となる施設の延べ面積を 2,000 ㎡から 1,000 ㎡以上に引き下げていたことを考えると、1,000 ㎡以上の特別特定建築物の場合、各階に 1 つの車椅子使用者利用便房は最低限求めるという理解でよいか。

【事務局】

例えば、延べ面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の施設については比較的小さいので、複数階建てでも現行のまま建物に1つでよいという考え方もできる。

【委員】

条例で対象を拡大した延べ面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の施設については、条例で基準を決められるのか。

【事務局】

はい。

【委員】

共同住宅、工場、事務所についても、車椅子使用者利用便房の基準の対象となる 規模を延べ面積 1,000 ㎡に広げるということは可能か。

【事務局】

可能である。

【委員】

可能だが、とりあえず今回の想定にはしていないということか。

【事務局】

共同住宅については延べ面積 2,000 ㎡以上、工場・事務所については 3,000 ㎡以上で初めて、法の対象となる。延べ面積 1,000 ㎡以上に対象を広げたとしても、 2,000 ㎡又は 3000 ㎡以上でないと基準遵守義務の対象の建築物にはならない。

【委員】

聞きたいのは、共同住宅、工場、事務所について、対象規模を 1,000 ㎡以上に広げることができるのかということと、その議論をこの場でするのかということ。広げることは可能だが、今回の議論の対象とはしないというふうに考えたらよいということか。

【事務局】

はい。

【事務局】

延べ面積 2,000 ㎡を 1,000 ㎡に引き下げているのは、特別特定建築物となる規模の話ではなく、車椅子使用者利用便房の基準が適用される規模のことである。車椅子使用者利用便房を設ける必要があるのは延べ面積 1,000 ㎡以上の特定施設、というふうに条例の基準の中で対象となる規模を決めている。

一方で右側の共同住宅・事務所・工場については、特別特定建築物となる規模が、 共同住宅の場合延べ面積 2,000 ㎡以上、事務所・工場の場合 3,000 ㎡以上となって いる。

【委員】

現行の基準では延べ面積 1,000 ㎡以上の学校等については、車椅子使用者利用便 房の基準の対象ということであろう。今回の改正を受けて、延べ面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の施設について法とは違う基準を定めることはできるのか。

可能である。基準適用対象規模を延べ面積 2,000 ㎡から引き下げるということを 採らずに、車椅子使用者利用便房の基準において 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の施設 については建物に 1 個設けるという基準を追加することができる。

【委員】

これまでとは決め方が違うけれども、結論的にはできるということか。

【事務局】

はい。

【委員】

そうすると、選択肢は3つあることになる。

延べ面積 2,000 ㎡未満にも各階設置を求めるというのが 1 つ目の選択肢、1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満は現行の基準どおり建物に 1 つとするのが 2 つ目の選択肢、それから何もしないで 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満については、車椅子使用者利用便房の設置を求めないというのが 3 つ目の選択肢。

3つ目は、基本的な考え方からすると、今より緩和することになるので難しい。 そうすると延べ面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の施設について、法の基準の考え 方に合わせるのか、現行のままでいくかのどちらかという選択肢になるというふう に理解してよいか。

【委員】

今までの姿勢で言うと、とりあえず、資料4、3ページの青色実線の枠自体については改正後にもそのまま適用し、車椅子使用者利用便房の基準の対象は延べ面積1,000 m²以上の施設に引き下げたままにする考え方があって、そこに各階1以上という基準をどのように入れるかという話になる。

ところで、延べ面積 1,000 m以上の施設にエレベーターの設置義務はあるのか。

【事務局】

エレベーターは延べ面積 2,000 ㎡以上なら設置義務があるが、2,000 ㎡未満であれば設置義務はない。

【委員】

まずは延べ面積 2,000 ㎡未満の建物に対して、青色実線の枠をそのまま下ろしてくる。法の考え方に合わせようとすると各階に1以上というのが両方に書かれるということになる。

【委員】

そのときに法の基準にもあるような小規模階の例外規定は設けた方がいい。

【委員】

例外規定も法の基準並にするのか。

例外規定の小規模階の定義となる階の床面積を例えば法基準の半分とし、500 m² にすることも考えられる。

【委員】

この小委員会の会議室がだいたい 100 ㎡ぐらいか。500 ㎡のこういった建物にエレベーターの設置義務はあるのか。

【事務局】

エレベーターは延べ面積 2,000 ㎡以上で設置義務が課せられ、階数は関係ない。

【委員】

エレベーターがない建物だと各階に車椅子使用者利用便房があっても車椅子使 用者は使えない。

【委員】

車椅子使用者利用便房の基準はエレベーターとの関係がすごくあると思っている。

【委員】

車椅子使用者利用便房を車椅子使用者利用便房と言い続けるのか、オストメイト 設備もあるバリアフリートイレも含めて言っているのか分からないが、含めている のであればオストメイトや子ども連れも使う。そうなると、エレベーターはあった 方がいいが、なくてもトイレを利用する人はいる。

【委員】

ここで言っているのは車椅子使用者利用便房なので、資料の写真にはオストメイトも含まれているが、あくまで車椅子使用者のための便房の基準なのではないか。

【事務局】

写真は車椅子もオストメイトも両方対応したタイプのトイレである。後の議論で 乳幼児設備やオストメイトを車椅子使用者利用便房か一般便所に設けるかという 話はあるが、とりあえずここでは車椅子使用者のための便房の基準をどうするべき か議論いただきたい。

【委員】

車椅子使用者利用便房は原則各階設置が求められる。各階の床面積が小さければ車椅子使用者利用便房がない階があってもよく、例えば各階の床面積が300 ㎡とか小さな階であれば車椅子使用者利用便房がいらないというのが、今回の法施行令の改正後の基準。仮に小規模階の面積を500 ㎡に引き下げた場合、500 ㎡を切った場合、必ずしも各階に設けなくてもいいとなる。

一方で、エレベーターの設置義務は延べ面積 2,000 m以上の建物にかかる。条例では車椅子使用者利用便房の設置は現行どおり延べ面積 1,000 m以上の建物を対

象にしようとしているが、延べ面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の建物についてはエレベーター設置義務がない。そうなると、延べ面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の建物の各階に車椅子使用者利用便房を義務付けても意味がないのではないか。

延べ面積 2,000 ㎡未満でもエレベーターの設置義務があるなら、車椅子使用者利用便房の各階設置を求めるでもよいと思うが。

【事務局】

現状の考え方としては、延べ面積 2,000 ㎡未満の建物にはエレベーターの設置義務はないが、同一フロア内ではバリアフリー化を求める基準がある。

例えば事務所ビルなどで、来るときと帰るときは階段を上がるとか人の手助けは必要だが、一度上がってしまえば出入口の幅とか段差があったらスロープをつけるとかそういう対応を求めている。

【委員】

しかし、対象にしているのは学校、病院等といった特定施設だと思うがそういった施設でも、4階とか5階とかはエレベーターがなく車椅子の方が行けないという使い方をしているのか。

【委員】

建物規模が小さければそうなる。

【委員】

そもそも、そのような建物自体が好ましくないというのは、もちろんそうなのだが、制度上作れないわけではない。それに対して条例の規制が矛盾するようなことになるのはどうかと思う。

私とすれば、トイレをいっぱい作ってもらい、エレベーターがないなら階段昇降 装置で移動すること等も考えてほしい。ただ、世間一般的な考え方と照らした場合、 どうなのかというのはある。

【委員】

シミュレーションしないとよくわからないと思うが、小規模階の床面積を 500 m² に引き下げて本当に大丈夫なのか。

【委員】

条例も最低基準を決めているという理解でよいか。

【事務局】

はい。

【委員】

平家のときは建物に1以上でよい。2階以上でエレベーターがなかったときにどうするかという話。

床面積 500 ㎡というと結構広いと思う。コミュニティ施設だとワンフロアで 500

㎡というのも考えられるが、ワンフロアに1つ車椅子使用者利用便房を設けるのは厳しいのか。

ワンフロア 500 ㎡ぐらいの建物の場合、トイレは男女別に設け、それぞれ1つか2つくらいか。

【委員】

男女のトイレと車椅子使用者利用便房となると3つ必要となる。2階以上になったらそこにも必要となる。

【委員】

男子トイレ、女子トイレそれぞれに車椅子使用者利用便房を設けるのか、男女共用の誰でもトイレのような車椅子使用者利用便房を設けるのか、どちらが一般的なのか。

【委員】

今は異性介助もあるため、男女両方が入れる場所に車椅子使用者利用便房が1箇 所あることが多い。

【委員】

床面積 500 ㎡で男女別のトイレを設け、さらに1つ車椅子使用者利用便房を求めるのは少し厳しい気がする。

【委員】

規模の小さいところなら車椅子使用者利用便房をみんなで使えばいいのでは。普通のトイレはなくて、車椅子使用者利用便房だけ男性用と女性用があるとか。

【事務局】

建物用途によって、トイレが必要となる床面積は違うと思う。

法の基準では各階の床面積が 1,000 ㎡あれば原則各階にトイレを設け、そのうち 1 つは車椅子使用者利用便房にしなければいけないとしている。それを条例で各階 の床面積を 500 ㎡に下げるとすれば、法の基準なら半分ぐらいの設置数ですむのに、厳しすぎるという考え方もあるし、先ほどの委員の意見のようにみんなが使っていいのだから、各階の床面積を 500 ㎡に引き下げて義務化したらいいという考え方もある。

【委員】

男女別のトイレはまだ必要なのか。なくなっている国もある。

【委員】

まだ少し早い気がする。

【委員】

エレベーターがなくても車椅子使用者利用便房は設けるべきだと思う。この間ま

で足をけがしていたが、階段はなんとか上り、上がった先の階で車椅子を使うという状況だった。

エレベーターの設置有無に関するただし書き等を規定しなくても、規模だけで決めてもいいかもしれない。

【委員】

延べ面積 2,000 ㎡未満の施設の各階に車椅子使用者利用便房をつけるべきかという話と小規模階の面積を 500 ㎡に引き下げるのか否かという話は別の話かもしれない。

資料4の3ページの左下の図の延べ面積1,000 ㎡以上2,000 ㎡未満は各階設置にするとして、平家は建物に1以上で、2 階建て以上になったときに例外規定となる各階の小規模階の面積をどうするべきか。

【委員】

小規模階の面積を 500 ㎡に引き下げとなると、階の床面積が 500 ㎡以上なら各階 に車椅子使用者利用便房が必要ということになる。

【委員】

資料4の2ページの例外の「小規模階(1,000 ㎡以下の階)を有する場合、小規模階の床面積の合計1,000 ㎡ごとに1か所」という書き方は正しいのか。

【事務局】

小規模階の場合、車椅子使用者利用便房の設置は 1,000 ㎡ごとに切り捨てた数が必要となる。例えば床面積 800 ㎡の階が 2 つある場合、いずれも小規模階に該当し、延べ面積は 1,600 ㎡となるため、1 つの階には車椅子使用者利用便房の設置が必要となる。要するに小規模階がある場合、小規模階の延べ面積の 1/1,000 で切り捨てた数が必要となる。

【委員】

設置数の算出に用いる面積はワンフロアではなく、小規模階となる階の床面積の合計ということか。了解した。

【事務局】

延べ面積 1,000 ㎡以上の特別特定建築物で各階 1 か所の車椅子使用者利用便房を求める場合、小規模階の面積を法基準の 1,000 ㎡のままにすると、緩和規定が効いて結局、建物に 1 つでよいということになってしまう。 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の施設にも各階設置を求めるなら、小規模階の定義を 1,000 ㎡から 500 ㎡などに引き下げなければならない。

【委員】

小規模階の面積を引き下げないと意味がないということか。

はい。

【委員】

できる限り各階に設置するという方向で進めようとすると、小規模階の面積を500 m²がよいのかどうか分からないが、法基準の1,000 m²より引き下げた基準にしないと意味がない。

【事務局】

延べ面積 2,000 ㎡以上も、法の基準の小規模階の面積は 1,000 ㎡だが、これを 500 ㎡に引き下げるという方法もある。

延べ面積 2,000 ㎡以上なら小規模階の面積は法の基準と同じ 1,000 ㎡で、条例で対象を広げた延べ床面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の施設なら 500 ㎡に引き下げるというように、それぞれ分けるという考え方もある。

ご意見いただいたようにできるだけ各階に車椅子使用者利用便房を設置しても らうためには、少なくとも延べ床面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の施設は小規模階 の面積を 1,000 ㎡より引き下げなければならない。

【委員】

延べ面積 2,000 ㎡以上については法の基準のままとし、1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満については条例で小規模階の面積を引き下げるという案か。

【事務局】

はい。そういったことも可能となる。

【委員】

延べ床面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の建物の小規模階の面積を 500 ㎡とするなら、延べ床面積 2,000 ㎡以上でも 500 ㎡とする方が連続性を保てる。

【事務局】

これまでの議論を踏まえて事務局案を次回提示できるように、妥当性の検討も含めて考えたい。

【委員】

資料4の5ページ「大規模階を 10,000 ㎡よりも小さい規模で規定する必要はないか」これはどういうことか。

【事務局】

先ほどと逆の上乗せ規定である。10,000 ㎡超の階は平面的に広いため、例えば階の面積が10,000 ㎡超40,000 ㎡以下の場合には各階1個ではなく2個の車椅子使用者利用便房の設置が必要で、40,000 ㎡超であれば20,000 ㎡ごとに必要数が1個ずつ増える、という基準。この大規模階の定義となる階の床面積を10,000 ㎡超ではなく例えば5,000 ㎡超というふうに引き下げるべきか、という議論をお願いしたい。

先ほどの考えでいくと全部倍に、規模で言うと半分にするということになるのか。

【事務局】

これも合わせて次回事務局案を提示できるように検討させていただく。

【委員】

床面積 10,000 ㎡超の階を有する施設というのは、兵庫県内だと、どういうところを想定したらいいか。

【事務局】

イオンモールのような大規模ショッピングモール。

【委員】

イオンモールのようなものを想定すると、端から端まで行くのは結構大変という イメージだと思う。

【委員】

実際の設計のことを考えると面積というよりは距離ではないかと思う。

【委員】

小規模階の面積を引き下げて、ワンフロア 500 ㎡で1つの車椅子使用者利用便房が必要としようとしているならば、ワンフロア 9,900 ㎡でも同じ1個というのはおかしい。増やすべきだと思う。

不特定多数利用便所の設置基準(資料4、6~7ページ)

【委員】

不特定多数利用便所の設置基準の対象となる規模を延べ面積 2,000 ㎡以上という法の基準をそのまま持ってくるか、それとも 1,000 ㎡以上に引き下げるか、という議論か。

【事務局】

選択肢としては、対象規模を延べ面積 2,000 ㎡から一括で引き下げるか、もう一つは、例えば工場であれば 1,000 ㎡、物販店であれば 500 ㎡に引き下げるなど用途ごとに考えるかのどちらかと考えている。

【委員】

7ページの下の図の左と右の大きな違いは、右側の共同住宅、事務所、工場については条例で対象に追加した用途であること。

これらの用途に対しては基準の適用をどう考えるのかというのを検討しなければいけない。これらの用途をこの基準の対象から外すという選択肢はあるのか。

条例で対象に追加した共同住宅、事務所、工場については、不特定多数利用便所の基準の対象から外すことも考えられる。

学校、病院等については全規模と言わずとも 2,000 ㎡以下の範囲で、特定の規模 以上からは各階設置が必要というような基準を用途ごとに考えていくことが可能 である。

【委員】

もう少し選択肢を示していただきたい。

【委員】

共同住宅で各階の不特定多数利用便所の設置とはどういうことか。

【事務局】

例えば集会場などの共用の居室があった場合に、そこに設置されるトイレなどが 想定される。今後は法施行令の改正で各階設置が求められることになるが、緩和規 定があり「管理運営上、便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」は除 くことになっているため、共同住宅の住戸のみのフロアにまでトイレの設置を求め ることはおそらくないと考えている。そのため共同住宅においては、トイレの設置 があるとしても集会所やエントランスのある階のみと想定される。

【委員】

例えば 50 階のタワーマンションの 25 階に共用部があって、そこにトイレは必要 という話はあるが、それはこの基準によって設置義務が生じるということか。

【事務局】

はい。

【委員】

住戸しかない階はともかく、共用部のある階にはトイレの設置が必要ということか。

【委員】

事務局なりに選択肢をいくつか用意していただきたい。例えば不特定多数利用便所であれば、学校、病院、老人ホーム等については、どれくらいの規模に上乗せするのがいいかという話であろう。共同住宅については、法の基準そのままであえて上乗せする必要はないのではないかとか。

もっと論点というより、具体的な選択肢を提示していただいた方が議論しやすい と思う。

【委員】

委員側の姿勢は伝えられたので、それに合わせた形で選択肢を作っていただきたい。

乳幼児設備、オストメイト設備の設置基準(資料4、8~9ページ)

【事務局】

乳幼児設備やオストメイトの設置基準は現状、建物に1個あればよいとしている。 次回、事務局案をお示しするにあたり、方向性として複数設けるべきなのか1個 のままでいいのか、大枠だけご意見いただきたい。

【委員】

すでに現行基準で建物に1以上の設置を義務付けている設備をこれまでの議論 から緩和するということはないだろうと思う。さらに、より厳しくするというので あれば、その必要があるのかという情報がほしい。

【委員】

乳幼児設備については最近の女子トイレには、ほとんど全部設けられているので、 法に基準がないというのがどういうことなのかと思う。

一方で、デパートやショッピングセンターなど設けられているところは設けられているが、役所などは全然設けられていない。

【委員】

女子トイレに限らず、男子トイレにもだいたい設けられている。駅のトイレには 男子トイレにも全部といっていいほど乳幼児設備が設けられている。

【委員】

先ほどの不特定多数利用便所の話もそうだが、法施行令の改正により、これまで 義務付けていなかった基準を新たに設けるにあたり、国の方でどのような説明をし ているのか分かる範囲で示してほしい。国としてどのような考え方で今回の施行令 改正を行い、新たな基準を盛り込んだのかを知りたい。

乳幼児設備については、法の新たな基準にも現行の基準にも入っていないが、そもそも国の方では議論をしているのか。議論をした上で基準に入っていないのか、そもそも議論をしていないのか、そのあたりの情報も示してほしい。

全国の都道府県の強化基準については、国の方でも情報収集し、参考にした上で 議論しているのではないかと思う。

【事務局】

次回の資料には、国の考え方とそれを踏まえた県の考え方を整理して提示し、案を示した上でご議論いただきたいと思う。本日、方針としては各階に1つ必要とか、今の基準は基本的に維持するとか、ご意見いただいたので、それを踏まえた県の考え方を整理して次回提示させていただきたい。

車椅子使用者利用駐車施設について (資料4、10~12ページ)

【事務局】

現行の基準を緩和はしないというこの小委員会での基本的な考え方に逆行する 内容が1点ある。

資料4の12ページの機械式駐車場の取扱いについて、現在は車椅子使用者利用

駐車施設として機械式駐車場は認めていないが、今後は車椅子使用者の利用に配慮した機械式駐車場を車椅子使用者利用駐車施設として認めるかどうか、という内容である。これについても、緩和はしないという方針どおり、認めないまま維持する方向で考えるべきか。

【委員】

対象となっているのは延べ面積が 2,000 ㎡以上か、駐車台数が 30 台以上か。

【事務局】

高齢者等が利用する駐車台数が30台以上である。

【委員】

機械式駐車場だったら駐車台数が30台以上のことがほとんどではないか。

【事務局】

そう思う。

【委員】

都心の地価の高いところとそうでないところで条件が違ってくる。

【委員】

駐車台数 30 台以上というのは、条例で上乗せされた基準でそれをどうするかということか。

【事務局】

はい。

【委員】

普通の機械式駐車場というのは一般的に何台くらい収容するものなのだろうか。

【委員】

車椅子使用者の利用に配慮した機械式駐車場というのはどういうものか。

【事務局】

車椅子使用者の利用に配慮した機械式駐車場は、乗降スペースが通常のものより 広くなっている。このスペースは共通であるので駐車台数全てが車椅子使用者利用 駐車施設と見なすこともできる。

【委員】

ということは、これが認められると車椅子使用者利用駐車台数が増えるということか。

一方で平面の場合と比べると、足元の床が多少動くとか隙間があるといった問題 も考えられる。それらを踏まえて認めてもよいのか、という議論になると考えてい る。

【委員】

敷地が狭いところだとこういう選択肢しかないのかもしれないが、気になるのは、昔の機械式駐車場であれば管理人がいたが、もしいない場合は車椅子の方が一人で操作することとなり、安全性をどう確保するかが大きな問題。管理人や介助者がいる場合はいいが、単独の車椅子の方が利用するとなると、誰もいないところで、安全に乗降できるかという不安がある。

【委員】

車椅子使用者の乗降スペースの確保とともに、安全性を確保するため係員の配置 を定めるといったことを両輪で考えなければならない。

【委員】

建築基準の話ではないかもしれないが、人的対応といったソフトの面もセットで考えなければ、車椅子対応の機械式駐車場だから認めるというのは難しいかもしれない。

【委員】

駐車台数 30 台以上の場合は車椅子対応の機械式駐車場にしなければいけない、 ということか。

【事務局】

必ず機械式にしなければいけないということではない。車椅子使用者利用駐車施設として車椅子対応の機械式駐車場も認めるかどうかを議論いただきたい。

現状、機械式駐車場は車椅子対応のものであっても車椅子使用者利用駐車施設としては認めていない。

【委員】

これを認めてしまうと、平面の車椅子使用者利用駐車施設が 0 になる可能性があるので、それでいいのかどうなのか。

全く認めないというのは難しいかもしれないが、一定数の平面駐車区画は確保するという話が出てくるのではないかと思う。

車椅子使用者用客席について(資料4、13~15ページ)

【委員】

劇場等の車椅子使用者用客席で、資料3の8ページに記載された例のような映画館の一番前の席というのはひどい。きちんとスロープを設けたところに設置しているような映画館もある。できるだけ見やすい席で見られるようにすることが大事だと思う。

基準として、車椅子使用者用客席を出入口付近に設けるなどと規定しているため、 そういうことになるのではないか。この基準は必要か。

【委員】

防災上、避難誘導のことも考えなければならないとは思う。

【委員】

確かに車椅子使用者用客席を出入口付近で設けているところもある。阪神甲子園球場によく行くが、車椅子使用者用客席のエリアがものすごく広い。映画館なんかもそれぐらいしてもいいと思う。

【事務局】

出入口が後ろにある映画館であればいいが、前にしかなかったら、車椅子使用者 用客席は自ずと前の座席になってしまい、結果として見えにくいといったことにな る。

【委員】

車椅子使用者用客席を出入口付近に設けるとか、集団補聴設備を設けるという基準については、ハード・ソフトの話もあるが、何のために「出入口付近に設けること」としているのかを基準に示した方がいいと思う。

設計者を悩ませる可能性はあるかもしれないが、出入口付近に設けるという基準が、火災時の避難等のために防災上の理由で規定しているのであれば、そういうことを配慮して場所を決めてくださいと基準に書けばよい。

基準の書き方を工夫する方が大事だと思う。

【委員】

車椅子使用者用客席を出入口付近に設けることという基準があるから、それを逆 手にとって一番前に設置するという状況が起こるのかもしれない。

【委員】

何のために出入口付近としているのかを示して、それが満足できれば、出入口付近でなくてもいい、というようなことを考えられる基準にすべき。

法の設置基準は延べ面積 2,000 ㎡以上となっているが、条例での基準をどうするのかについては、また次回の小委員会に向けてシミュレーションをしていただきたい。

【委員】

劇場等の車椅子使用者用客席の基準は 400 席以下で 2 席となっているが、今の普通の映画館で 400 席より多いところはあまりない。大きな劇場等とか球場ならどこでも席を設けられるが、映画館で車椅子使用者用客席が 2 席だけなら、よほどよい席を設けてもらわなければ、見えにくいところしか席が設けられていなければ行きたくなくなる。

法の基準は延べ面積と席数だが、基準の決め方も広さより席数を見据えて考える 必要がある。

【委員】

50 とか 100 とかの席数でも必ず車椅子使用者用客席を設けてもらわないと見たい映画が見られないこととなる。

【委員】

最近のシネコンは席数が少ない。人気の映画は席数が多い大きなシアターで上映 されることが多いが、小さいところは本当に小さい。

【委員】

だいたい、小さいところでも車椅子使用者用客席は1個か2個設けられている。

【委員】

今の意見にあったように、劇場とか映画館というのは、大きなものはそれなりの 車椅子使用者用客席の数を用意していただくのが大事だが、もう一つ大事なのが、 小さな劇場とかシネコンであっても、この映画を見たいという人のための車椅子使 用者用客席を用意してあるということ。そのために席数に応じてどれくらいの車椅 子使用者用客席の数が現実的なのか、という検討が大事だと思う。

【委員】

予め設計の段階から、スロープを上がっていったら必ずよい席に車椅子使用者用 客席を設置する設計をしてください、という発想をすべき。後付けで車椅子使用者 用客席を設けると、どうしても一番前の座席ということになってしまう。

【委員】

総席数に応じた車椅子使用者用客席数を念頭に考えていただきたい。

【委員】

劇場等の場合、昔からの様式そのままに作っている劇場、例えば金比羅歌舞伎も 車椅子使用者用客席の基準対象になるのか。兵庫県には金比羅歌舞伎はないので関 係ないかもしれないが。

【事務局】

椅子が固定されている固定観覧席を設ける場合は対象となる。

【委員】

豊岡市出石に永楽館がある。

【委員】

ああいうところも対象となるのか。

【事務局】

固定観覧席があれば対象だが、永楽館は桟敷席なので対象にはならない。

【委員】

集団補聴設備については、先ほどの出入口付近の基準と同じで、ハード・ソフト 含めて、どういう趣旨で基準を定めているのかということを示すように、基準の書 き方を検討していただければと思う。

車椅子使用者用客室について(資料4、16ページ)

【委員】

ユニバーサルツーリズム推進事業の「ひょうごユニバーサルなお宿」の宣言・登録制度のチェックリストは条例の基準をそのままもってきたのではなかったか。

【事務局】

宣言・登録制度に関しては、条例の基準に適合していなければならないというものではなく、独自のチェックリストにチェックをしてそれを公表するなど要件を満たせば、「ひょうごユニバーサルなお宿」として宣言・登録できる制度。

【委員】

独自のチェックリストを作る際に条例の基準を参考にしたのではなかったか。

【委員】

先ほどの話だと、ホテルの客室の車椅子使用者用客室の設置基準について、法対象行為以外に対してこれまでどおり条例の基準でいくか、あるいは法基準でいくのかということか。法基準でいくとした場合、現状でそれほど変わるのか。

【事務局】

法で基準適合義務の対象にならず、条例独自で基準適合義務の対象としている行為はこれまでほぼ事例としてはないので、どれほど変わるかというとあまり変わらないと考えている。

【委員】

逆に言うと、法の基準に合わせたとしてあまり影響はないということか。

【委員】

ユニバーサルツーリズム推進条例を作るときに利用者のニーズのヒアリングを しているはず。聞いてみてはどうか。

ホテル・旅館の客室の基準についてはおそらくユニバーサルツーリズムの話と連動してくると思う。

確認する。

【委員】

ユニバーサルツーリズム推進条例の議論の時には、車椅子使用者用客室の数より、 部屋に行くまでの経路やお風呂、畳の部屋などの対応を充実してもらわないと、と いう要望があることを聞いた記憶がある。

【委員】

車椅子使用者用客室の数の問題でなく、ホテルそのものの構造に問題があるということか。

【委員】

むしろ、ユニバーサルツーリズム推進条例に基づく「ひょうごユニバーサルなお宿」の宣言・登録制度で、ホテルとしてバリアフリー対応が可能ということを宣言してもらう仕組みは作っている。単なる車椅子使用者用客室の数の問題というより、そちらの方とうまく連動ができればと思う。

【事務局】

「ひょうごユニバーサルなお宿」に宣言した施設についてはバリアフリー改修を する場合に手厚く補助する制度はある。

【委員】

「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言には要件があるのか。

【事務局】

73 項目のチェックリストがあり、宣言の際にはチェックした内容を公表するなどの要件がある。チェックリストのチェック項目が35 項目以上あれば登録が可能となる。チェック項目にはハードだけではなくソフトも含んだ内容となっている。

【委員】

そういった情報も次回資料として提示いただきたい。